



## 沼津市職員措置請求書を受理しました

### 要 旨

令和7年3月28日に提出された沼津市職員措置請求書について、地方自治法第242条の請求要件を具備しているものと判断し、令和7年4月10日に監査委員の合議により受理決定されました。

### 概 要

- 1 請 求 人 4名
- 2 請求の要旨 沼津市新中間処理施設建設に係る債務負担行為（総額約499.4億円）の執行停止及び令和7年度予算を支出しないこと。また、すでに支出された令和5年度、令和6年度の間中間処理施設整備事業費を市長に賠償させること。
- 3 請求の理由 沼津市新中間処理施設建設に係る債務負担行為が予算化され、落札者を決定したことが、覚書、ダイオキシン類対策特別措置法等と環境アセスメントに反しており、沼津市が新中間処理施設計画を進めていることが違法・不当である。

※請求人 沼津市東椎路 江本 浩二  
沼津市大岡 山下 誠次 外 全4名

※請求人の個人情報等については、取扱いに十分ご注意願います。

### お問い合わせ先

沼津市役所 監査委員事務局  
直通:055-934-4814